

静 岡 市 報

No.29

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

目 次

規 則

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部改正2

静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部改正4

静岡市消防防災局消防職員委員会に関する規則の一部改正5

訓 令

静岡市立日本平動物園に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正7

静岡市生涯学習センターに勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の制定7

静岡市小鹿老人福祉センターに勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程の制定9

市民局環境部収集業務課及び廃棄物処理課の職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正10

選挙管理委員会告示

静岡市両河内財産区議会議員選挙の期日及び選挙すべき議員の数12

静岡市両河内財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者13

静岡市両河内財産区議会議員選挙における選挙長の執務する場所13

静岡市両河内財産区議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者13

静岡市両河内財産区議会議員選挙における各投票区の投票所14

静岡市両河内財産区議会議員選挙における投票所を閉じる時刻14

静岡市両河内財産区議会議員選挙における期日前投票所15

静岡市両河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者15

静岡市両河内財産区議会議員選挙における静岡市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票を記載する場所16

静岡市両河内財産区議会議員選挙における不在者投票の時間16

静岡市両河内財産区議会議員選挙における不在者投票のための投票用紙等の発送日16

静岡市両河内財産区議会議員選挙における候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじを行う場所及び日時16

静岡市両河内財産区議会議員選挙における開票の事務17

静岡市両河内財産区議会議員選挙における候補者 1 人の選挙運動に関する支出金額の制限額17

静岡市両河内財産区議会議員選挙における選挙運動に従事するものに対し支給することができる実費弁償の額等17

静岡市両河内財産区議会議員選挙におけるポスターの検印18

静岡市両河内財産区議会議員選挙における候補者又は推薦届出者の届出等の場所18

静岡市両河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時19

両河内財産区議会議員選挙選挙長告示	
静岡市両河内財産区議会議員選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時	19
静岡市両河内財産区議会議員選挙における候補者	19
静岡市両河内財産区議会議員選挙の無投票	20
葵区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	20
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿の抹消	20
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	21
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	21
駿河区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	21
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	22
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	22
静岡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の引継	22
清水区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の登録	23
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	23
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿の抹消	23
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	24
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	24
静岡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の引継	24

規 則

静岡市規則第107号

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年 7月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則（平成15年静岡市規則第212号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第31条の 2 第 2 項第11号八」を「第31条の 2 第 2 項第13号八」に、「第

62条の3第4項第11号八」を「第62条の3第4項第13号八」に改め、同条第2項及び第4項中「第31条の2第2項第12号二」を「第31条の2第2項第14号二」に、「第62条の3第4項第12号二」を「第62条の3第4項第14号二」に改め、同条第5項中「第20条の2第6項」を「第20条の2第11項」に、「第38条の4第16項」を「第38条の4第21項」に改め、同条第6項中「第39条の7第11項」を「第39条の7第9項」に改め、同条第7項中「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に改める。

第7条及び第9条第1項中「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2第2項第13号八」に、「第62条の3第4項第11号八」を「第62条の3第4項第13号八」に改める。

別表第1図書の種類の欄中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に、「公図写し」を「地図等の写し」に改め、同表明示すべき事項の欄中「公図」を「地図」に改める。

別表第2図書の種類の欄中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表第3図書の種類の欄及び備考の欄中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表第4図書の種類の欄及び備考の欄中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表第5認定を受けようとする事情の欄中「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に改め、同表図書の欄中「商業登記簿の謄本」を「申請者の登記事項証明書」に改める。

様式第1号中「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2第2項第13号八」に、「第62条の3第4項第11号八」を「第62条の3第4項第13号八」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

様式第2号中「第31条の2第2項第12号二」を「第31条の2第2項第14号二」に、「第62条の3第4項第12号二」を「第62条の3第4項第14号二」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

様式第3号中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

様式第4号中「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2第2項第13号八」に、「第62条の3第4項第11号八」を「第62条の3第4項第13号八」に改める。

様式第5号中「第31条の2第2項第12号二」を「第31条の2第2項第14号二」に、「第62条の3第4項第12号二」を「第62条の3第4項第14号二」に改める。

様式第7号中「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2第2項第13号八」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

様式第9号から様式第12号までの様式中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

様式第14号中「第20条の2第6項 第38条の4第16項」を「第20条の2第11項 第38条の4第21項」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改め、同様式(注)2を次のように改める。

2 「施行地区」の欄中「地域地区」については、高度利用地区、地区計画の区域、防災街区整備地区計画の区域、沿道地区計画の区域、都市再開発法第2条の3第2項の地区又は都市再生緊急整備地域のうち、施行地区が該当するものをすべて記載してください。

様式第15号中「第39条の7第11項」を「第39条の7第9項」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改め、同様式(注)2を次のように改める。

2 「施行地区」の欄中「地域地区」については、高度利用地区、地区計画の区域、防災街区整備地区計画の区域、沿道地区計画の区域、都市再開発法第2条の3第2項の地区又は都市再生緊急整備地域のうち、施行地区が該当するものをすべて記載してください。

様式第16号中「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に、「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

様式第17号中「第20条の2第6項 第38条の4第16項」を「第20条の2第11項 第38条の4第21項」に改める。

様式第18号中「第39条の7第11項」を「第39条の7第9項」に改める。

様式第19号中「第39条の7第13項」を「第39条の7第11項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第108号

静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年7月22日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市老人福祉センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第93号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

静岡市小鹿老人福祉センター	(1) 月曜日及び毎月第 3 日曜日	を
静岡市鯨ヶ池老人福祉センター	(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。) に	
静岡市用宗老人福祉センター	規定する休日の翌日	
静岡市長尾川老人福祉センター	(3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 5 日までの日	

」

「

静岡市小鹿老人福祉センター	(1) 日曜日 (当日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。) に規定する休日に当たる場合は、その翌日)	に
	(2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 5 日までの日	
静岡市鯨ヶ池老人福祉センター	(1) 月曜日及び毎月第 3 日曜日	
静岡市用宗老人福祉センター	(2) 祝日法に規定する休日の翌日	
静岡市長尾川老人福祉センター	(3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 5 日までの日	

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 109 号

静岡市消防防災局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 17 年 7 月 29 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市消防防災局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防防災局消防職員委員会に関する規則 (平成 15 年静岡市規則第 249 号) の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(委員会の審議の結果等の周知)

第11条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の局長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「毎年度」の次に「の前半に」を、「常例とする」の次に「とともに、必要に応じ、開催する」を加え、同条第2項中「この場合において」の次に「、委員に対し」を加え、「委員に通知する」を「、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知する」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「別記様式により」の次に「意見取りまとめ者を經由して」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができる。

第7条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

- 2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(意見取りまとめ者)

第7条 局長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者(以下「意見取りまとめ者」という。)を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できない。

- 2 意見取りまとめ者の定数は、8人とする。
- 3 意見取りまとめ者の任期は、2年とする。ただし、補欠の意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 意見取りまとめ者は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

別記様式を次のように改める。

【別記様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。
(平成17年度において指名された意見取りまとめ者の任期の特例)
- 2 平成17年度において局長が指名した意見取りまとめ者の任期は、改正後の静岡市消防防災局消防職員委員会に関する規則第 7 条第 3 項本文の規定にかかわらず、2 年に満たない期間とすることができる。

訓 令

静岡市訓令第47号

日本平動物園

静岡市立日本平動物園に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程 (平成15年静岡市訓令第19号) の一部を次のように改正する。

平成17年 7 月19日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第 2 条第 2 項の表休息時間の欄中「午後 5 時から午後 5 時15分まで」を「午後 1 時から午後 5 時15分までの間において日本平動物園長 (以下「園長」という。) が指定する15分」に改める。

第 4 条中「日本平動物園長 (次条において「園長」という。)」を「園長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第48号

生涯学習センター

静岡市生涯学習センターに勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように定める。

平成17年 7 月19日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市生涯学習センターに勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、生涯学習センター（静岡市生涯学習センター条例（平成16年静岡市条例第21号）第 1 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、週休日、休憩時間及び休息時間の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第 2 条 職員の勤務時間は、1 週間当たり40時間とする。

2 勤務時間、休憩時間及び休息時間は、別表のとおりとする。

(週休日)

第 3 条 職員の週休日は、4 週間を通じて 8 日とする。

(勤務時間の割振り)

第 4 条 職員に対する勤務時間、週休日、休憩時間及び休息時間の割振りは、主務課長（生涯学習センターに関する事務を所掌する課長をいう。以下同じ。）が別に定め、当該勤務に従事する日前10日までに明示する。

(割振りの変更)

第 5 条 主務課長は、生涯学習センターの業務の都合により特に必要があると認めるときは、第 2 条第 2 項に規定する休憩時間及び休息時間を繰り上げ、若しくは繰り下げ、又は前条の規定により定めた勤務時間等の割振りを変更することができる。この場合において、主務課長は、変更の内容を速やかに当該関係職員に明示しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

生涯学習センターに勤務する職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間

勤務の種類		勤務時間	休憩時間	休息時間
日勤	A	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	午前11時45分から 午後 0 時30分まで	午前11時30分から午前11時 45分まで及び午後 3 時から 午後 3 時15分まで
	B	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで	正午から午後 0 時15分まで 及び午後 3 時から午後 3 時 15分まで

	C	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午後 0 時 45 分から 午後 1 時 30 分まで	午後 0 時 30 分から午後 0 時 45 分まで及び午後 3 時から 午後 3 時 15 分まで
--	---	--------------------------------	--------------------------------	--

静岡市訓令第 49 号

小鹿老人福祉センター

静岡市小鹿老人福祉センターに勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように定める。

平成 17 年 7 月 19 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市小鹿老人福祉センターに勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、小鹿老人福祉センター（静岡市老人福祉センター条例（平成 15 年静岡市条例第 138 号）第 2 条に規定する静岡市小鹿老人福祉センターをいう。以下同じ。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、週休日、休憩時間及び休息時間の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第 2 条 職員の勤務時間は、1 週間当たり 40 時間とする。

2 勤務時間、休憩時間及び休息時間は、別表のとおりとする。

(週休日)

第 3 条 職員の週休日は、4 週間を通じて 8 日とする。

(勤務時間の割振り)

第 4 条 職員に対する勤務時間、週休日、休憩時間及び休息時間の割振りは、静岡市事務専決規則（平成 17 年静岡市規則第 14 号）第 5 条第 5 項第 4 号に規定する事務を所掌する職員（次条において「主務職員」という。）が別に定め、当該勤務に従事する日前 10 日までに明示する。

(割振りの変更)

第 5 条 主務職員は、小鹿老人福祉センターの業務の都合により特に必要があると認める

ときは、第 2 条第 2 項に規定する休憩時間及び休息時間を繰り上げ、若しくは繰り下げ、又は前条の規定により定めた勤務時間等の割振りを変更することができる。この場合において、主務職員は、変更の内容を速やかに当該関係職員に明示しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

小鹿老人福祉センターに勤務する職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間

勤務の種類		勤務時間	休憩時間	休息時間
日勤	A	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午前 11 時 45 分から 午後 0 時 30 分まで	午前 11 時 30 分から午前 11 時 45 分まで及び午後 3 時から 午後 3 時 15 分まで
	B	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午後 0 時 15 分から 午後 1 時まで	正午から午後 0 時 15 分まで 及び午後 3 時から午後 3 時 15 分まで
	C	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午後 0 時 45 分から 午後 1 時 30 分まで	午後 0 時 30 分から午後 0 時 45 分まで及び午後 3 時から 午後 3 時 15 分まで

静岡市訓令第 50 号

市民局

市民局環境部収集業務課及び廃棄物処理課の職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成 15 年訓令第 16 号）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 7 月 26 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

別表（ 1 ）市民局環境部収集業務課西ヶ谷収集センター及び沼上収集センターに勤務する職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間の表中

「 午前 11 時 30 分から午前 11 時 45 分まで及び午後 4 時 30 分から午後 4 時」を「 午前 11 時 30 分から午前 11 時 45 分まで及び午後 0 時 30 分から午後 4 時」に

45分まで	45分までの間において所属長が指定する15分
-------	------------------------

改める。

別表(2) 市民局環境部収集業務課清水収集センターに勤務する職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間の表中

午前及び午後の各15分	を	正午から午後零時15分まで及び午後1時から午後4時45分までの間において所属長が指定する15分	に
-------------	---	---	---

改める。

別表(3) 市民局環境部収集業務課及び廃棄物処理課に勤務する職員のうち(1)(2)(4)から(6)までに規定する職員以外のものの勤務時間、休憩時間及び休息時間の表中

正午から午後零時15分まで及び午後5時から午後5時15分まで	を	正午から午後零時15分まで及び午後1時から午後5時15分までの間において所属長が指定する15分	に
--------------------------------	---	---	---

改める。

別表(4) 市民局環境部廃棄物処理課の職員のうち管理担当及び施設整備担当に所属するもの並びに西ヶ谷清掃工場、沼上清掃工場及び沼上最終処分場に勤務するものの勤務時間、休憩時間及び休息時間の表中

正午から午後零時15分まで及び午後5時から午後5時15分まで	を	正午から午後零時15分まで及び午後1時から午後5時15分までの間において所属長が指定する15分	に
午後零時15分から午後零時30分まで		午前8時30分から午後零時30分までの間において所属長が指定する15分	

改める。

別表(5)市民局環境部廃棄物処理課清水清掃工場に勤務する職員(機械操作員を除く。)
の勤務時間、休憩時間及び休息時間の表中

「	「	を	に
」	」		」
「	「	を	に
」	」		」

改める。

別表(6)市民局環境部廃棄物処理課清水清掃工場に勤務する職員のうち機械操作員の
勤務時間、休憩時間及び休息時間の表中

「	「	を	に
」	」		」
「	「	を	に
」	」		」

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第64号

静岡市両河内財産区議会議員選挙を行う。

選挙の期日及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成17年 8 月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 選挙の期日 | 平成17年 8 月15日 |
| 2 | 選挙すべき議員の数 | 13人 |

静岡市選挙管理委員会告示第65号

平成17年8月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成17年8月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
静岡市清水区 中河内306番地	望月 史郎	静岡市清水区 中河内2766番地	細川 武尚

静岡市選挙管理委員会告示第66号

平成17年8月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における選挙長の執務する場所は、次のとおりである。

平成17年8月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市清水区和田島855番地の3 静岡市清水両河内公民館

静岡市選挙管理委員会告示第67号

平成17年8月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成17年8月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

投票区	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区	静岡市清水区 和田島635番地	小村 寿文	静岡市清水区 河内239番地	望月 一

第 2 投票区	静岡市清水区 和田島609番地の 2	小林 洋一	静岡市清水区 中河内1495番地	田中 稔久
第 3 投票区	静岡市清水区 西里314番地	深沢 将仁	静岡市清水区 和田島635番地	小村 恵子

静岡市選挙管理委員会告示第68号

平成17年 8 月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における各投票区の投票所は、次のとおりである。

平成17年 8 月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

投票区	建物の名称	所在地
第 1 投票区	静岡市立清水中河内小学校	静岡市清水区中河内2583番地の 1
第 2 投票区	静岡市立清水和田島幼稚園	静岡市清水区和田島694番地の 1
第 3 投票区	静岡市立清水西河内小学校	静岡市清水区西里143番地

静岡市選挙管理委員会告示第69号

平成17年 8 月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第 1 項ただし書の規定により、投票所を閉じる時刻を次のように繰り上げる。

平成17年 8 月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

投票区	投票所名	開く時刻	閉じる時刻
第 1 投票区	静岡市立清水中河内小学校	午前 7 時	午後 6 時
第 2 投票区	静岡市立清水和田島幼稚園	午前 7 時	午後 6 時
第 3 投票区	静岡市立清水西河内小学校	午前 7 時	午後 6 時

静岡市選挙管理委員会告示第70号

平成17年8月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における期日前投票所は、次のとおりである。

平成17年8月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市清水区和田島855番地の3 静岡市清水両河内公民館

静岡市選挙管理委員会告示第71号

平成17年8月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成17年8月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住所	氏名	住所	氏名	
静岡市清水区 中河内2074番地	望月 洋寿	静岡市清水区 和田島635番地	小村 寿文	平成17年8月11日
静岡市清水区 中河内2074番地	望月 洋寿	静岡市清水区 和田島635番地	小村 寿文	平成17年8月12日
静岡市清水区 中河内2074番地	望月 洋寿	静岡市清水区 和田島635番地	小村 寿文	平成17年8月13日
静岡市清水区 中河内2074番地	望月 洋寿	静岡市清水区 和田島635番地	小村 寿文	平成17年8月14日

静岡市選挙管理委員会告示第72号

平成17年8月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙について、静岡市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票を記載する場所は、次のとおりである。

平成17年8月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市清水区和田島855番地の3 静岡市清水両河内公民館

静岡市選挙管理委員会告示第73号

平成17年8月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2第1項の規定により、不在者投票の時間を午前8時30分から午後5時までとする。

平成17年8月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第74号

平成17年8月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における不在者投票のための投票用紙等を郵便により発送することができる日を、平成17年8月10日からとする。

平成17年8月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第75号

平成17年8月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじを行う場所及び日時は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文の規定により、次のとおりである。

平成17年8月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

1 場 所 静岡市清水区旭町 6 番 8 号 清水区役所

2 日 時 平成17年 8 月 10 日 午後 6 時

静岡市選挙管理委員会告示第76号

平成17年 8 月 15 日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙については、開票の事務を選挙会場において、選挙会の事務に併せて行う。

平成17年 8 月 10 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

静岡市選挙管理委員会告示第77号

平成17年 8 月 15 日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における候補者 1 人の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成17年 8 月 10 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

制限額 1,178,600円

静岡市選挙管理委員会告示第78号

平成17年 8 月 15 日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙において、選挙運動に従事するものに対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事するもの（選挙運動のために使用する事務員、専ら公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条第 1 項の規定により、選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用するもの及び専ら手話通訳のために使用するものに限る。)に対し支給することができる報酬の額を、次のとおり定める。

平成17年 8 月 10 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

(1) 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

- ロ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料（食料 2 食分を含む。） 1 夜につき 12,000 円
 - ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
 - ヘ 茶菓料 1 日につき 500 円
- (2) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
- イ 基本日額 10,000 円以内
 - ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内
- (3) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
- イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ (1) イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 10,000 円
- (4) 選挙運動のために従事する次の者 1 人に対し支給することができる報酬の額
- イ 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 10,000 円以内
 - ロ 専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 1 日につき 15,000 円以内

静岡市選挙管理委員会告示第 79 号

平成 17 年 8 月 15 日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 143 条第 1 項第 5 号の規定によるポスターには検印を用い、検印を行う場所は次のとおりである。

平成 17 年 8 月 10 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

静岡市清水区和田島 855 番地の 3 静岡市清水両河内公民館

静岡市選挙管理委員会告示第 80 号

平成 17 年 8 月 15 日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙について、候補者又は推薦届出者が静岡市選挙管理委員会に対して届出、請求、申出及び報告をする場所は、次のとおりである。

平成17年 8 月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市清水区和田島855番地の3 静岡市清水両河内公民館

静岡市選挙管理委員会告示第81号

平成17年 8 月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成17年 8 月11日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

- 1 場 所 静岡市清水区和田島855番地の3 静岡市清水両河内公民館
- 2 日 時 平成17年 8 月15日 午前11時00分

両河内財産区議会議員選挙選挙長告示

告示第 1 号

平成17年 8 月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙における選挙立会人となるべき者定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成17年 8 月10日

静岡市両河内財産区議会議員選挙
選挙長 望月 史郎

- 1 場 所 静岡市清水区和田島855番地の3 静岡市清水両河内公民館
- 2 日 時 平成17年 8 月13日 午後 1 時30分

告示第 2 号

平成17年 8 月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙につき、候補者として、次のとおり届出があった。

平成17年 8 月10日

静岡市両河内財産区議会議員選挙

選挙長 望月 史郎

【「次のとおり」は掲載省略】

告示第 3 号

平成17年 8 月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙につき、届出のあった候補者がその選挙における定数を超えないので、投票は行わない。

平成17年 8 月10日

静岡市両河内財産区議会議員選挙

選挙長 望月 史郎

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年 7 月24日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊 良平

【「次の者」は掲載省略】

静岡市葵区選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

平成17年 8 月 2 日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊 良平

【「次の者」は掲載省略】

静岡市葵区選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、葵区役所において、平成17年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成17年9月3日から平成17年9月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年8月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

静岡市葵区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、葵区役所において、平成17年9月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成17年9月3日から平成17年9月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年8月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

駿河区選挙管理委員会告示

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年7月24日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

【「次の者」は掲載省略】

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、駿河区役所において、平成17年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成17年9月3日から平成17年9月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年8月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、駿河区役所において、平成17年9月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成17年9月3日から平成17年9月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年8月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第22号

平成17年4月28日、静岡市選挙管理委員会より静岡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり引継いだ。

平成17年8月2日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

- 1 引継ぎをした日 平成17年4月28日
- 2 引継ぎをした静岡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載人員等

名簿登載人員(人)				冊数	備考
男	女	法人	計		
					平成17年3月31日現在

135	21	0	156	1	調製 静岡海区漁業調整 委員会委員選挙人名簿
-----	----	---	-----	---	---------------------------

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第26条（補正登録）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿に登録する。

平成17年7月19日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年7月24日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成17年8月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、清水区役所において、平成17年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成17年9月3日から平成17年9月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年8月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、清水区役所において、平成17年9月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成17年9月3日から平成17年9月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年8月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会告示第26号

平成17年4月28日、静岡市選挙管理委員会より静岡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり引継いだ。

平成17年8月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

- 1 引継ぎをした日 平成17年4月28日
- 2 引継ぎをした静岡海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載人員等

名簿登載人員(人)				冊数	備考
男	女	法人	計		
					平成17年3月31日現在

62	4	0	66	1	調製 静岡海区漁業調整 委員会委員選挙人名簿
----	---	---	----	---	---------------------------